

目的

(目的)

第1条 この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

国の責務

(国の責務)

第4条 国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならない。
3 国は、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

基本方針（第3条）

- 国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣が共同で策定
- 関係行政機関の長への協議が必要
- 地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和

〔制定項目〕

- ①都市の低炭素化の促進の意義に関する事項
：都市の低炭素化を促進することの重要性
- ②政府が実施すべき施策に関する基本方針
：都市の低炭素化に関して政府が実施すべき施策の基本方針
- ③低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的事項
：市町村が計画を作成する際の基本的考え方、記載すべき事項
その他留意事項
- ④低炭素建築物の普及の促進に関する基本的事項
：低炭素建築物の認定に関する基本的事項、認定低炭素住宅に対する税制上の支援措置その他留意事項
- ⑤施策の効果についての評価に関する基本的事項
：計画に基づき実施する事業のCO₂排出削減効果を客観的・定量的に評価するための基本的事項
- ⑥その他都市の低炭素化の促進に関する重要事項